

議事要旨(5) 企業会計基準適用指針公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」【公表議決】

冒頭、小野委員長より企業会計基準適用指針公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」については、本日の審議の後、公表の議決を行いたい旨の説明があった。引き続き、小賀坂副委員長より、今回の公開草案に関するこれまでの検討経緯等の説明がなされ、また、前田ディレクターより、審議資料に基づき「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」の文案に関する前回の委員会後の修正箇所の説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

**適用初年度の取扱いについて**

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 今回の議論は監査委員会報告第 66 号の運用の適正化を図る議論から始まったものであること、税効果会計基準そのものは変更していないことから、本適用指針案の適用による変更は会計上の見積りの変更と整理することが妥当と考える。仮に、遡及基準に照らして会計方針の変更と整理される面があるとしても、遡及基準に示されている会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に類似しており、本適用指針案の適用による影響額を当期の損益に計上することに一定の論拠があると考えられる。また、本適用指針案の適用による影響額を当期の損益に計上したほうが投資家の理解に資するのではないか。「コメント募集」案及び文案においても、こうした点の説明を追加してはどうか。
  - 公開草案の公表については、審議を尽くしていることや早期に適用することを勧奨すると、本日の議決により公表することに賛成である。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本適用指針案は、会計処理の原則及び手続を変更する内容を含んでおり、企業がこれまで採用していた会計処理の原則及び手続と異なる会計処理の原則及び手続を採用することにより、財務諸表の数値に差異が生じる場合、その差異をルールの変更に伴う会計方針の変更以外で説明することは難しいのではないか。
  - 「コメント募集」案及び文案については、ご意見を踏まえて見直したい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
    - 本適用指針案の適用による変更は、監査委員会報告第 66 号の運用により計上されなかった繰延税金資産が計上できるようになるというものであり、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更とは異なる面があるのではないか。
    - 公表議決を行うことに賛成である。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 「コメント募集」案について事務局提案に賛成する。
- 本適用指針案の適用による変更は、全体としては会計上の見積りの変更と考えられるものの、会計処理の原則及び手続の変更を含んでおり、かつ、それを会計上の見積りの変更と明確に区分できないことから、遡及基準に従うと全体として会計方針の変更として処理することになると考えている。この点については、公開草案に対して財務諸表利用者からの意見も寄せられると考えられるため、それらを踏まえて再検討することが望ましい。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 遡及基準に従うと、「会計上の見積りの変更」は新たに入手可能となった情報に基づくものに限られることから、本適用指針案の適用による影響額を損益に反映させる余地がないのであれば、当該事項を明記したほうが公開草案に対して適切な意見が寄せられるのではないかと考える。
- 公表議決を行うことに賛成である。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 本適用指針案の適用による変更については、会計方針の変更として取り扱うという提案が適切と考える。公開草案に対してどのような意見であれば再考し得るのかを示してはどうか。
- 公表議決を行うことに賛成である。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 当委員会が開発した基準である遡及基準を前提にして、本適用指針案の適用による変更についてどのような論理構成があり得るのかを検討してきた結果、現在の提案に至っている。公開草案に対する意見において、遡及基準を前提とした上での異なる論理構成や、遡及基準を前提としないほうがより適切な投資情報になると考える合理的な理由が提起されれば、それらを検討することになると考えられる。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- 公開草案を公表することに賛成する。ただし、2 ヶ月のコメント期間については、多くの関係者が実務に及ぼす影響を検討するために十分かどうか懸念が残る。
- 適用初年度の取扱いについては、会計処理の原則及び手続を変更する内容を含んでいるとは言い切れないのではないかと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 前々回の企業会計基準委員会の後に財務諸表作成者にアウトリーチを実施したところ、2 ヶ月で十分であるとの意見を頂いたことから、2 ヶ月としている。

- 会計処理の原則及び手続を変更する内容として、例えば（分類 2）において一定の要件を満たしたスケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする取扱いなどが挙げられると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 公開草案の公表に賛成する。
  - 仮に本適用指針案の適用による影響額を当期の損益に反映させるとした場合、適用指針のレベルで定めることができる内容なのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 遡及基準第 6 項には、「会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及する。」と定められており、各会計基準等において定める内容に制約はない。

#### その他の事項について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 中長期的に適用指針案をより原則主義なものに変更しようという考えはあるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本適用指針案の結論の背景において、企業の分類に応じた取扱いについて、「今後の IFRS の任意適用の進展状況等も勘案する必要があると思われるため、将来の検討課題とすることとした。」と記載し、将来の検討課題であることを示している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 年度末からの早期適用について、本適用指針案の結論の背景においては、恣意性が入る可能性への懸念が聞かれたと記載されている。この点、恣意性が入るかどうにかかわらず、約 1 年経過した後に期首時点で入手可能だった情報と事後的に入手した情報を区別することが難しいことが懸念されると考えている。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご指摘の点について、文案を見直したい。

審議の後、採決が行われ、上記事項に関する修正及び字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席した委員 13 名全員の賛成により、企業会計基準適用指針公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」を公表することが承認された。

以 上